



県産木材使用調書の作成について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成14年7月12日

管第875号
平成14年7月12日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

県産木材使用調書の作成について（通知）

このことについて、木材を使用する場合は「原則として県産木材を使用すること」としているところですが、県産木材の供給体制をより円滑に整えるため、別紙1「県産木材使用調書」を作成し、別紙2のとおり取り扱うこととしましたので通知します。
なお、平成14年8月1日以降起工決裁の工事から適用してください。

（別紙－1）

県 産 木 材 使 用 調 書

事 業 名					
事 業 箇 所		規 模	階 数 : 階 ・ 延 床 面 積 :		m ²
工 期					
事 業 主 体	地 方 県 土 整 備 局 ・ 事 務 所 課 係 ・ 班				
材 種	用 途	形 状 寸 法	数 量	工 事 時 期 (予 定)	備 考

※ 建築工事においては、主要資材の柱・梁・桁・根太・垂木等の構造材で県産材と指定する木材を記入する。

(別紙－２)

設計書の起工

※設計書に「県産木材使用調書」を添付する。

県産木材使用調書

事業名					
事業箇所		規模	階数:	階・延床面積	m ²
工期					
事業主体	地方整備局・事務所		課	係・班	
材種	用途	形状寸法	数量	工事時期(予定)	備考

設計書の決裁

- ①「県産木材使用調書」を各地方農林振興局林業振興課(建築課は林政課)に通知する。
- ②各地方農林振興局林業振興課から送付された調書を林政課がインターネットにより情報提供する。

入札

請負契約

施工計画書提出

※施工計画書に盛り込む主要資材一覧表に「県産木材の規格・数量・供給元」を記入するよう義務付ける。

(請負者は供給元と調整した結果を記入)

工事着手